

2008年9月30日

内閣総理大臣認定適格消費者団体  
特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク  
理事長 野々山 宏 先生

長島・大野・常松法律事務所  
弁護士 木村 久也  
同 中村 由紀

回答書

拝啓 時下益々御清祥の御事とお慶び申し上げます。

さて、私どもは、ソフトバンクモバイル株式会社（以下「当社」といいます。）の代理人として、貴法人から当社宛ての平成20年9月17日付け通知状（以下「通知状」といいます。）に対して本状により回答させていただきます。

貴法人は通知状において誓約書の送付を再度求めていらっしゃいますが、これに対する当社の考えは平成20年9月1日付けの当社からの回答書でお伝えしたとおりです。すなわち、スーパー安心パックの契約内容の変更に関する対応は当社の責任・判断において実施されるべきものと、当社は考えております。なお、当社はスーパー安心パックの契約内容の変更に関する再周知を既に開始しておりますので、この旨念のためお伝えいたします。

当社は、利用者のニーズも踏まえたよりよいサービスの提供のために今後も尽力してまいる所存ですので、どうかご理解たまわりますようお願い申し上げます。

敬具